

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	加美区 (杉原集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	10.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	6.2 ha
② 田の面積	10.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	11.8 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平坦で周囲をほ場整備された農地に囲まれ、中心部に居住地区と農地が混在している。居住地区周辺の農地は変形・狭小の農地が多く、農地へ続く道路も狭い状況である。都市部や集落外に住む親族が相続した農地も多く、特に集落西側では遊休農地化が進んでいる。近年では集落外の農地所有者との連絡体制や、遊休農地の解消に向けた取組を行っている。

これまでから集落内の農業者は、水稻や近隣集落の牧場と契約した稲WCS、地域の特産である金ごまを作付してきたが、近年では移住者も増えており、野菜の栽培や有機JAS認証の取得など幅広い営農を行っている。一方で高齢化が進み人口減少が進むなか、農地を含めた集落を守る体制づくりが課題である。

【基礎データ】

- ・農家軒数 33名 うち認定農業者1名
- ・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米、稲WCS)、ごま、ラベンダー、一般野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

うるち米や地域特産のごま栽培のほか、野菜の少量多品目栽培や有機農法など、需要に応じた栽培を行うことで農業経営の安定を図る。

地域内の農地は可能な限り地域の住民で守っていくという考えのもと、若手の移住者を中心に農地の活用を図っていく。あわせて耕作者だけで地域の農地を守るのではなく、農地を預けた地権者や離農者も、農地周辺の畔草刈りなど可能な範囲で協力するほか、保全管理を目的とした組織の設立に向けて検討を続け、地域住民が一体となって多様な関係者で地域の農地を守っていく仕組みづくりと機運を醸成する。

水路等の農業用施設も設置から相当年数が経過しているため、修繕に向けて計画的な準備について検討していく。

その他、集落外に住んでいる農地所有者との連絡体制も継続し、集落内の農地の維持管理についても積極的に実施してもらうよう定期的に働きかけていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地所有者の理解を得て農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	35.7	%	将来の目標とする集積率 100.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地所有者の理解を得て再配分も含めた農地の集積・集約化をさらに進め団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組			
・現状、集約化は困難な状況だが、理解を得ながら協力し集積、集約化を進める。			
(2) 農地中間管理機構の活用方法			
・可能な限り農地中間管理機構を活用し、農業を担う者を中心に農地利用を進める。			
(3) 基盤整備事業への取組			
・多面的機能支払を活用して、適宜用水路等の修繕を実施していく。また耕作しやすいようにほ場整備や区画拡大を検討していきたい。			
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組			
・町、JAと情報共有するほか、移住者など集落外からの耕作者など多様な経営体の確保に努める。			
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組			

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ②有機JAS認証を継続し、需要に応じた農作物を栽培する。
⑦多面的機能支払交付金を活用して農業用施設の維持管理を継続する。
⑨近隣牧場と連携し、WCS栽培ほ場に堆肥散布を行い耕畜連携を実施する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、野菜	0.5 ha	- ha	水稻、野菜	10.0 ha	- ha	1	
利用者	B	野菜	0.3 ha	- ha	野菜	2.0 ha	- ha	2	
利用者	C	水稻、ごま	1.4 ha	- ha	水稻、ごま	2.0 ha	- ha	3	
利用者	区域内農地の利用者	水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha	白地	
計	4経営体		2.2 ha	0.0 ha		14.0 ha	0.0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。